

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 5 年 8 月 30 日

長野市監査委員	西 島 勉
同	榊 原 剛
同	小 泉 栄 正
同	西 沢 利 一

措置の通知書

令和4年度 財政援助団体等監査（4監査第91号 公益財団法人長野市スポーツ協会）分  
 （長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p><b>1 財務状況について</b>                      （報告書 10 ページ）</p> <p>令和3年度末の一般正味財産（繰越剰余金）は2,090万円余で、民間企業における自己資本比率に相当し財務基盤の安定性を判断する正味財産比率は99.6パーセント、短期的な支払能力を見る流動比率は3,478.1パーセントで、財務状況は健全である（上段の表参照）。</p> <p>現金預金については、流動資産として914万円余、資金安定積立資金として1,201万円余を保有しているが、スポーツ協会の業務は市からの負担金収入等の範囲内で賄われており、資金不足となるリスクが小さいため、これらの現金預金が遊休財産となっている。流動資産の必要額の検証及び積立資金の有効活用について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ協会）</p> <p><b>2 加盟団体負担金収入について</b>                      （報告書 10～11 ページ）</p> <p>加盟団体（40団体）からの負担金収入については、加盟団体の登録人数や予算規模等に関係なく定額（令和3年度は2万円、令和4年度は3万円）であり、また、一部の加盟団体（令和3年度は32団体、令和4年度は16団体）は、任意で賛助会員会費（令和3年度は1万円から3万円、令和4年度は1万円から2万円）を支払っている。</p> <p>賛助会員とは、スポーツ協会の目的に賛同して入会した個人又は法人であり、賛助会員会費（寄付金）によってスポーツ協会の活動を支援する趣旨であるから、加盟団体を賛助会員に重ねて位置付ける運用については見直しが必要である。また、賛助会員会費は任意とはいえ、加盟団体にとっては実質的な負担金の上乗せであり、公平性の観点からも、負担金として体系化することが適当である。</p> <p>スポーツ協会の事業計画において、自主財源確保のため賛助会員の増加を図ることが主要な取組に位置付けられていることから、スポーツに関連する企業のほか健康増進に関連する企業などへのアプローチを戦略的に取り組むとともに</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により、令和2、3年度の加盟団体の活動が制限されたことから協会の事業規模も縮小となり流動資産が大きくなったが、令和4年度末には374万円余となっている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が5類となった今後は、加盟団体の活動も活発化していくが見込まれ、それに伴う協会事業の拡大を勘案しながら、適正な流動資産の額を確保するとともに積立資金の有効活用を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ協会）</p> <p>公益法人の運営について指導・助言を行っている、公益財団法人 公益法人協会（所在：東京都文京区）に加盟団体が賛助会費を納付していることの是非を確認したところ、「法令の違反はなく、他の法人でも同様の事例は見られる」とのことであった。</p> <p>団体が賛助会員でなくとも当該団体に不利はなく、あくまで協会の趣旨に賛同された団体の任意であることから現行どおりとする。</p> <p>また、任意で賛助会員会費を納付いただく団体があることを理由に負担金化をする場合、現状で賛助会員となっていない団体にも賛助会員会費相当額を強制することになるため、現行どおりとする。</p> <p>令和5年度の賛助会員募集に当たり、市内のフィットネスクラブ 19 店舗、スポーツ用品店 4 店舗、ドラッグストア 30 店舗の計 53 店舗に新規加入を案内した。</p> <p>また、加盟団体の負担金は令和4年度に1団体2万円を3万円に見直したところであるが、今後必要の都度検討をしていく。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ協会）</p>

措置の通知書

令和4年度 財政援助団体等監査（4監査第91号 公益財団法人長野市スポーツ協会）分  
 （長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>に、加盟団体の負担の在り方についても検討されたい。                      （スポーツ協会）</p> <p><b>3 加盟団体実施事業負担金について</b>                      （報告書 11 ページ）</p> <p>加盟団体が実施する事業に対する財政支援については、対象事業に要する経費を補助する方式から包括的な負担金を交付する方式に変更したことにより、加盟団体の主体性や自由度が高まるとともに、市及び加盟団体双方の事務負担の軽減にもつながっている。</p> <p>令和4年度の加盟団体実施事業負担金の予算総額は2,100万円で、加盟団体へ交付する負担金の算定方法は、予算規模及び事業量を算定基礎とすると定め、ヒアリングに基づいて配分しているが、具体的な計算方法が示されていない。このため、負担金配分基準を明文化するなど透明性を確保されたい。</p> <p>対象事業に要する経費を補助する場合には、加盟団体が補助金で何を実施したのかが明確であったが、包括的な負担金の場合、負担金で何を実施したのかが分かりにくい。税金で賄われる負担金の使途に対する説明責任を果たすため、加盟団体が提出する事業報告書及び決算書等をスポーツ協会において公開することを検討するとともに、加盟団体自らもホームページ等を通じて活動状況の説明に努めるよう指導されたい。</p> <p>負担金の使途の自由度が高まったことから、加盟団体によっては、競技に必要な消耗品など個人が費用負担することが適当なものや、飲食に要する経費等に負担金が充てられることも想定されるため、自助、共助、公助の考え方にに基づき、対象外経費に関するガイドラインの作成を検討されたい。                      （スポーツ協会）</p> <p><b>4 競技団体の登録者数について</b>                      （報告書 11～12 ページ）</p> <p>長野市スポーツ推進計画（以下、「市スポーツ推進計画」という。）では、施策指標として、競技団体の登録者数の増加を目標としており、スポーツ協会が把握する人数が基礎となる。</p>	<p>加盟団体実施事業負担金の配分基準の作成について今後検討していく。</p> <p>加盟団体実施事業負担金の交付を受けた団体の令和4年度の事業報告書・決算書から協会のホームページで公開することとした。</p> <p>また、令和5年4月20日開催の加盟団体代表者会議において、自ら活動状況の説明に努めるよう指導した。</p> <p>繰越金、積立金、飲食代などの取扱いを含め、対象外経費のガイドラインの検討については、上記の配分基準作成の検討に併せて行う。                      （スポーツ協会）</p> <p>競技団体の登録者数は、令和4年4月に策定した第三次長野市スポーツ振興計画において施策指標に位置付けられ、現状値（R2）と目標値（R8）が設定されている。</p> <p>登録者把握の精度を高めるため定義付けの明確</p>

## 措置の通知書

令和4年度 財政援助団体等監査（4監査第91号 公益財団法人長野市スポーツ協会）分  
 （長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>各競技団体の状況を見ると、チーム数は把握しているが、そのチームに所属する会員数を把握していない団体、全国大会等に出場するための登録をした会員のみを把握し、出場登録をしない会員は集計していない団体等があり、また、団体内のチームにおいても、名簿に名前はあるが活動実態がない、いわゆる幽霊会員がいるなど、正確な会員数の把握が難しい現状がある。</p> <p>市スポーツ推進計画の進捗状況を適切に評価するため、登録者数の範囲の定義付けを明確化するとともに、競技団体に対し、統一した会員数の把握を指導されたい。                      （スポーツ協会・スポーツ課）</p> <p><b>5 競技人口の拡大について</b>                      （報告書 12 ページ）</p> <p>市スポーツ推進計画では、競技人口を拡大するため、市は、「競技団体が行う各種競技ごとのスポーツ教室や体験会、交流会等を支援する」としている。</p> <p>全国大会等を目指す競技団体では、将来の主力選手となる小学生などジュニアの育成に力を入れており、一部の団体では大人の初心者向け体験教室等を開催しているところもあるが、取組内容は十分とは言えない。</p> <p>競技団体が、フレイル予防など市民の健康増進を目的とした競技人口の拡大にも更に目を向けるよう、市とスポーツ協会が連携して取り組まれない。</p> <p>（スポーツ協会・スポーツ課）</p> <p><b>6 スポーツ施設の受益者負担について</b>                      （報告書 12 ページ）</p> <p>市スポーツ推進計画では、スポーツ施設の料金について、「受益者負担などを考慮した適正な料金体系を継続的に検討する」としており、現在無料としている社会体育館の料金については、他の公共施設との均衡を考慮すれば、利用者に一定の負担を求めることが適当である。</p> <p>社会体育館は無人の施設であることから、料金收受のコスト等を考慮して無料としてきたものと思われるが、インターネット等による料金收受も可能になっていることから、利用者の利</p>	<p>化・統一化についてスポーツ協会とスポーツ課の両方で検討を行い、令和5年度報告分より競技団体に対して検討結果に基づいた登録者数の把握・報告を求めている。                      （スポーツ協会・スポーツ課）</p> <p>競技団体には、競技の普及・振興に当たり生活習慣病予防、フレイル予防及び介護予防の観点を取り入れるよう助言していく。                      （スポーツ協会・スポーツ課）</p> <p>社会体育館は、無人管理施設のため鍵の管理や料金徴収に人員等のコストが生じることなどから、これまで利用料金を無料としてきたが、インターネットの普及、DX（デジタルトランスフォーメーション）により、施設に人員の配置を要しない料金徴収の新たな手法が広まりつつあり、現在、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用してオンライン決済も可能な施設案内予約システムとスマートロックの導入を進めている。                      社会体育館の受益者負担については、スポーツ</p>

## 措置の通知書

令和4年度 財政援助団体等監査（4監査第91号 公益財団法人長野市スポーツ協会）分  
(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>便性に配慮した新たな仕組みづくりを検討されたい。</p> <p>また、社会体育館の受益者負担を検討する際には、スポーツ協会の加盟団体の活動への影響を十分に調査するとともに、同様の機能を持つ勤労者福祉施設の体育館、公民館・交流センターのホール（スポーツ利用）、学校開放の小中学校体育館の受益者負担との均衡にも配慮し、市民が納得できる料金体系を構築されたい。</p> <p>(スポーツ課)</p>	<p>協会の加盟団体の中には体育館を利用しない競技団体もあることから加盟団体への調査は行っていないが、令和4年度に社会体育館の利用団体に対し利用状況と有料化についてアンケート調査を実施している。また、長野市スポーツ推進審議会において社会体育館の受益者負担を検討するのに当たっては、「子ども、高齢者、障害者への配慮」、「利用者に分かりやすい丁寧な説明と、十分な周知」、「維持管理だけでなく施設環境の向上など利用者の目に見える形の活用方法を検討」に留意すべきとされており、今後、同様の機能を持つ他の施設との均衡にも配慮しながら慎重に進めていく。</p> <p>(スポーツ課)</p>